

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、弁当等の調理品の仕分け業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、夕食を作ろうとしたところ、包丁を握れないほど右手が固まり、右手の感覚がなくなったという。請求人は、翌日以降も手の痛みが続くため、同月〇日、Dクリニックに受診し「末梢神経障害、腱鞘炎」と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した傷病について

E医師は、請求人に発症した傷病について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「末梢神経障害、腱鞘炎」と診断し、その根拠として、「肘関節の可動域に制限なし。手関節に腫脹はなかったが、拇指屈曲で痛みの増強があった。麻痺なし。病的反射なし。」という請求人の病態を挙げ、本件症状に関連する他疾患の有無としては、「検診で異常はなく、経過より他疾患は否定的」との所見を示している。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、E医師の所見した「(単神経)末梢神経障害」、「右腱鞘炎」については、診断根拠が不明であるとしてこれを否定し、請求人の主訴等から推察して、請求人に発症した傷病は「右上腕骨外側上顆炎」が最も考えられると述べている。

当審査会としては、請求人の症状等から、F医師の上記意見は妥当であり、請求人に発症した傷病は「右上腕骨外側上顆炎」(以下「本件傷病」という。)であると判断する。

(2) 本件傷病の発症時期について

F医師は、健康診断結果報告に自覚症状として関節痛等が記載されていることや、平成〇年〇月の電話確認書において、請求人が当該関節痛は「右肘周辺の痛み」であったと述べていることなどから、上記健康診断の実施当時から本件傷病が存在していた可能性も否定できないとの鑑定意見を述べている。

ところが、請求人は、健康診断時点において「右肘周辺の痛み」があったと述べる一方で、要旨、「会社に入社後1か月を経過した頃に両肘、両膝の関節痛を発症しており、症状としては右肘・右膝の痛みが強く、左肘・左膝が痛くなる時もあったが、今回の受診時の症状とは異なる。」、「(決定書には)過

去にも同様の症状があったと書いてあるが、脱力感や電撃痛、手が握れない状態など初めてのことであり、このようなことはあったなどと言っていない。」と本件傷病とは全く別の症状であると主張している。この点、一件記録を精査すると、健康診断結果にも自覚症状としては「関節痛」と書いてあるにとどまっており、本件傷病の発症時期は、請求人が主張する平成〇年〇月〇日であったと認めるのが相当である。

(3) 本件傷病と業務との相当因果関係の有無について

ア 請求人は、本件傷病の発症は、請求人が事業場においてピッキング作業等の上肢に負担がかかる作業に従事したことが原因である旨主張する。

ところで、本件傷病を含む上肢等に過度の負担のかかる業務による傷病の業務上外の判断については、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

イ 「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものである」との認定基準の要件についてみると、請求人が本件傷病発症直前まで従事していたピッキング等の作業は、決定書理由に説示するとおり、「上肢の反復動作の多い作業」に該当するものであり、請求人は同作業に6か月程度以上従事していることから、同要件は満たすものと判断する。しかし、「発症前に過重な業務に就労した」か否かについてみると、請求人は、そもそも所定労働時間が午前〇時から午後〇時までの半日勤務の労働者であり、一件記録を見ても1日勤務の同種労働者の通常業務量に比して過重性があるとは認め難く、決定書理由に説示するとおり、上記の認定基準の要件には該当しないものである。

(4) 以上のように、請求人に発症した本件傷病は、認定基準の要件を満たしておらず、業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。